

学校法人東邦大学特定機能病院の医療安全に係る監査委員会規程

施行 平成 29 年 3 月 1 日

最新改正 令和 5 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法施行規則に基づき、本法人内に設置する特定機能病院（以下「当該病院」という。）の医療安全に係る管理体制等の取組状況を、中立的かつ客観的な立場から監査するための監査委員会（以下「委員会」という。）に関する基本事項を定める。

(監査対象)

第 2 条 監査対象は、東邦大学医療センター大森病院とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 名以上 6 名以内で構成する。ただし、委員長および委員の半数を超える数の者は、本法人と次の各号に掲げる利害関係のない者とする。

一 過去 10 年以内に本法人と雇用関係にないこと

二 委員に属する年度を含む過去 3 年度の期間において、本法人から年間 50 万円を超える額の寄付金・契約金等（委員会に係る費用を除く。）を受領していないこと

2 前項に規定する本法人と利害関係のない者には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

一 医療に係る安全管理または法律に関する識見を有する者・その他の学識経験を有する者

二 医療を受ける者・その他の医療従事者以外の者（前号に掲げるものを除く。）

3 委員は、開設者（理事長）が委嘱する。

4 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が任期中に辞任した場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に委員長を置き、本法人と利害関係のない委員の中から開設者（理事長）が指名する。

(業務)

第 4 条 委員会は、当該病院における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全責任者等の業務の状況について、管理者（病院長）等から報告を求め、または必要に応じて自ら確認を実施する。

2 委員会は、必要に応じ、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう、開設

者（理事長）または管理者（病院長）に対し、意見を表明する。

（開催）

第5条 委員会は、開設者（理事長）が召集し、年2回以上開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員会を開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（報告および公表）

第6条 開設者（理事長）は、委員会の委員名簿および委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、当該病院のホームページ等で公表する。

- 2 委員長は、委員会の評価結果を、委員会終了後2か月以内に開設者（理事長）へ報告し、当該病院のホームページ等で公表する。

（事務）

第7条 委員会の事務は、法人本部総務部が担当し、委員会の内容について記録を作成する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、一部改正（委員の条件追加等に伴う改正）のうえ、令和5年12月1日から施行する。